

問 26 : 帰宅途中、日用品等の購入のため立ち寄った通勤経路上にあるコンビニ内での災害は、通勤災害になりますか。

【回答】

労働者が通勤の途中に行う通勤と関連のない私的行為については、誰もが行うような「ささいな行為」を除き、一般には「逸脱・中断」とみなされ、逸脱・中断の時点から通勤として取り扱わないこととなります。

ささいな行為とは、経路の近くにある公衆便所を利用する、経路上の店でタバコ、新聞等を購入する等をいい、本件のコンビニ内で日用品を購入する行為は、「ささいな行為」とはいえません。

ただし、労災保険法第 7 条第 3 項ただし書きにおいて、(通勤の経路の)「逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りではない」と規定されており、日用品の購入その他これに準ずる行為はこれに該当することとされていますので、本件のコンビニ内での買い物後、通常の通勤経路に戻った場合には、通勤として取り扱われます。